

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
2025 9 7 8 14 21 28 1 2 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 15 16 17 18 19 20 22 23 24 25 26 27 29 30					1 先勝	2 友引
3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝	8 友引	9 先負
10 仏滅	11 大安 山の日	12 赤口 <small>7月分の源泉所得税、特別徴収 住民税の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出（7月雇入分）</small>	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅
17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 先勝
24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口	29 先勝	30 友引
31 先負						

## 総務・経理のお仕事カレンダー 8月の税務と労務

### 税務

- 7月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 → 8月12日（火）まで
- 6月決算法人の確定申告と納付（法人税・消費税など）  
★届出により申告期限の延長特例あり（特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで）。  
→ 決算応当日（月末決算では9月1日（月））まで
- 12月決算法人の中間申告と納付（法人税・消費税など）  
→ 決算応当日（月末決算では9月1日（月））まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が400万円超の法人）のうち9月・12月・3月決算法人の中間申告と納付  
→ 決算応当日（月末決算では9月1日（月））まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が4,800万円超の法人）のうち5月・6月決算法人（申告期限延長の場合は4月・5月・6月決算法人）を除く法人の中間申告と納付  
→ 決算応当日（月末決算では9月1日（月））まで

### 労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（7月雇入分）  
→ 8月12日（火）まで
- 外国人雇用状況届出書の提出（雇用保険の被保険者ではない外国人の7月雇入・離職分）  
→ 9月1日（月）まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付（7月分）  
→ 9月1日（月）まで

●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、原則その翌日が納付期限等の日となります。

### Column

#### 毎月勤労統計調査

厚生労働省では「毎月勤労統計調査」を毎月実施しており、調査結果は雇用保険や労災保険の給付額を改定（毎年8月）する際の資料としても用いられます。この毎月勤労統計調査に関して税務・労務上の注意点を記載します。

#### 【税務上の注意点】

雇用保険からの失業給付については、雇用保険法第12条にて非課税と規定されており、年末調整の対象外です。また、毎月勤労統計調査について報告を拒み、又は虚偽の報告をした者に対しては統計法61条にて50万円以下の罰金に処すると規定されており、当罰金については法人税の課税所得計算上損金の額に算入されません。

#### 【労務上の注意点】

毎月勤労統計調査結果に基づき、たとえば下記の金額が変更となります。

- ① 高齢雇用継続給付の支給限度額・最低限度額
- ② 介護休業給付の支給限度額
- ③ 出生時育児休業給付・育児休業給付・出生後休業支援給付金の支給限度額

この支給申請は事業主が行うこととなっており、たとえば高齢雇用継続給付では事業主から支払を受けた賃金の額が支給限度額以上であるときには、高齢雇用継続給付は支給されないため、事業主としても支給限度額を把握しておく必要があります。

ギモンを解決!

# 経理担当者のための 税務・会計 Q&A

今月のテーマ 電子納税の方法について

税理士 磯山 仁志

**Q** インターネットのできる税金の電子納税について教えてください。

**A** 電子納税には、預貯金口座からの振替により納付するダイレクト納付と、インターネットバンキング等を利用して納付する方法とがあります。

2024年5月より国税の申告に関して、e-Taxにより申告書を提出している法人については、原則、税務署から納付書が送付されないこととなりました。

そこで納付書を使用しない電子納税について紹介します。

## ダイレクト納付

e-Tax（国税）又はeLTAX（地方税）からの操作で指定の日付に預金口座からの振替による納付ができます。**利用するためには、e-Tax又はeLTAXの利用開始手続きを行い、ダイレクト納付利用届出書を税務署（国税）・金融機関（地方税）に提出した上で、e-Tax又はeLTAXで電子申告する必要があります。**利用届出書の提出から利用できるようになるまでには1か月程度の期間を要します。

ダイレクト納付では、原則、すべての税目の納税を行うことができます。

納付手数料は無料で、e-TaxやeLTAXの利用可能時間内であれば、土日祝日や夜間でも手続きが可能です。

## インターネットバンキングによる納付（Pay-easy納付）

金融機関が提供しているインターネットバンキング用のホームページから納付します。

**利用するにはあらかじめインターネットバンキング口座を開設し、ID及びパスワードを取得する必要があります。**なお国税の場合、登録方式と入力方式の2つの方法がありますが、いずれの方式においても、e-Taxの利用者識別番号が必要です。

なお、納付手数料は無料ですが、金融機関によってはインターネットバンキングの利用に際して、利用のための手数料が必要となる場合もあります。

また納付可能時間は、e-TaxやeLTAXの利用可能時間で、かつ、納税手続を行う金融機関のシステムが稼動している時間となります。

### ● 登録方式

e-Taxを利用して、**税目、課税期間、申告区分、納付金額等の納付情報データ（納付情報登録依頼）を作成し、e-Taxに送信して事前に登録します。**その後登録した納付内容に対応する「納付区分番号」等を取得して、金融機関のインターネットバンキングサイトから納付する方法です。

登録方式ではすべての税目の電子納税が可能です。

### ● 入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として自身で納付目的コードを作成し、金融機関のインターネットバンキングサイトから納付する方法です。

入力方式では法人の場合、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の3税目の電子納税のみに限定されます。

### ● インターネットバンキングによる地方税の納付

eLTAX対応ソフトウェア（PCdesk等）による申告から引き継がれる納付情報に基づいてインターネットバンキングで納付する方法（国税の登録方式に相当）と、直接金融機関のホームページにアクセスして「料金払込」などのメニューから納税する方法（国税の入力方式に相当）とがあります。

電子納税を利用すれば税務署や金融機関に向かずに納付できますし、納付可能な時間帯も幅広く、利便性が高いものになっています。まだご利用いただいていない方はぜひご利用ください。